

## 事務局説明資料(コーポレートガバナンスに関する開示)

---

2021年12月1日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## I. [参考]企業開示に関連する国内外の動向

## II. コーポレートガバナンスに関する開示

A) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

B) 監査に対する信頼性の確保

C) 政策保有株式等

## III. ご議論いただきたい事項

# IFRS財団によるサステナビリティ基準設定主体の設置

- 2021年11月3日、IFRS財団は、気候変動をはじめとするサステナビリティに係る基準設定主体の設立を公表

## IFRS財団プレスリリースの概要(2021年11月3日公表)

### IFRS財団における3つの重要な進展

- 気候やその他のサステナビリティの課題に関する高品質な開示を世界の金融市場に提供するため、以下3つを公表
  - ① 新たに**国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)**を設立し、投資家の情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを開発する
  - ② 既存の基準策定団体である**気候変動開示基準委員会 (CDSB)**及び**価値報告財団 (VRF)**と**2022年6月までに統合**する
  - ③ **ISSBが気候変動基準を策定するためのプロトタイプ(基準の原型)の公表**

### グローバルなプレゼンス

- ISSBは米州、欧州、アジア太平洋地域において複数の拠点を持つ。
  - ✓ **ISSB議長**の**オフィス**を**独フランクフルト**に**設置**する。加モンリオールはISSBの支援及び地域関係者との協力のための重要な役割を果たす
  - ✓ 米サンフランシスコと英ロンドンは、技術面でのサポートや地域関係者との協力の役割を担う
  - ✓ **アジア太平洋の拠点**として、**北京と東京の提案**について**更に議論を継続**する

### 今後のステップ

- **ISSB議長・副議長以外のメンバー募集**を**早期に開始**する。ISSB議長・副議長が任命され次第、ISSBとして作業を開始し、ISSBの作業計画及び上記プロトタイプに関する市中協議を開始する

# 日本経済団体連合会の提言のポイント

□ 2021年11月16日、経団連はサステナビリティ基準委員会(仮称)の設立を求める提言を公表

国際的な意見発信や国内基準の開発を担うサステナビリティ基準委員会(仮称)の設立を求める(11月16日公表)

## 1. 国際的な意見発信の必要性

- 各国ごとに異なる産業構造やエネルギー政策等を適切に踏まえた基準開発を促すためには、ISSBに対して、わが国からも、基準開発への積極的な貢献と強力な意見発信を行う必要がある。
- その推進母体として、[わが国の市場関係者の意見を聴取して、オールジャパンとしての意見集約、発信を担う体制整備が急務である。](#)

## 2. 高品質な国内基準の整備

- サステナビリティ開示内容は、国内外の投資家のニーズ、急速に変化する国際動向、企業の実務負担等を的確に反映する必要がある。
- 民間の専門家の叢智を結集し、[国際的な整合性がとれた、高品質な国内のサステナビリティ基準を機動的に開発する体制を整備すべきである。](#)

## 3. サステナビリティ基準委員会(仮称)の設立

- 国際的な意見発信、国内のサステナビリティ基準の策定の両方を担う民間組織を速やかに立ち上げるべきである。
- その母体に関し、現在、公益財団法人財務会計基準機構(FASF)は、IFRS財団のカウンターパートとして強固な信頼関係を築いている。また、企業会計基準委員会(ASBJ)は企業や投資家等の市場関係者の意見を的確に捉えてバランスの取れた国内会計基準の開発に長年の実績があり、サステナビリティ基準についても、ASBJの母体として活動してきたFASFがその任務を担うのに相応しい。
- [FASFのもとに、「サステナビリティ基準委員会\(仮称\)」を新たに立ち上げ、わが国の意見の積極的な国際発信、透明性のある国内のサステナビリティ基準開発を行うことが適当である。](#)
- なお、「サステナビリティ基準委員会(仮称)」の組織運営は、ASBJに準じた、公正・透明なものとすべきである。
- そのためには、[「サステナビリティ基準委員会\(仮称\)」の委員等の人材は、企業・投資家等関係各界からバランスよく集め、特定の利害関係者からの独立性を確保することが必要である。](#)また、充実した委員会運営を行うためには、相応の資金が必要になると考えられる。運営資金の調達についても、独立性及び安定性を確保する観点から、幅広く関係各界に協力を求めるべきである。
- FASFの設立時と同様、[経団連として、民間の専門組織の設立運営に、積極的な支援を行っていく。](#)

# 会計監査を巡る動向と信頼性確保に向けた取組み

- 大手上場企業の不正会計事案(2015年)
- EUにおけるローテーション制度の導入(2016年) 等

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

## 2016年の提言を踏まえた取組み

- 「監査法人のガバナンス・コード」の策定(2017年3月)
- 「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」の公表(第一次報告:2017年7月、第二次報告:2019年10月)
- 監査報告書における「監査上の主要な検討事項(KAM)」の導入(2018年7月)
- 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の公表(2019年1月)

会計監査を巡る  
環境変化  
と新たな課題

- 上場会社監査の担い手の拡大
- 会計監査の品質管理の高度化
- 海外における監査の在り方の見直しに向けた動向
- 公認会計士の働き方の多様化
- AIを始めとする監査の技術革新の進展

「会計監査の在り方  
に関する懇談会」  
論点整理

- 会計監査の信頼性確保(上場会社監査の規律等)
- 公認会計士の能力発揮・能力向上
- 高品質な会計監査を実施するための環境整備等

# 会計監査の在り方に関する懇談会(2021事務年度) 論点整理(概要)

## 環境変化・新たな課題

## 対応の方向性

### 会計監査の信頼性確保

- ・ 企業活動が複雑化し、上場会社の多様性が広がる中、中小監査事務所を含め、上場会社の監査の担い手の裾野が拡大
- ・ 会計監査の品質管理の高度化
- ・ 海外における監査の在り方の見直しに向けた動向

- 中小監査事務所等に対する支援の充実
- 上場会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みの検討
  - ・ 「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れの促進
- 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮
  - ・ 深度ある品質管理レビューの実施
  - ・ 公認会計士・監査審査会による検査範囲の見直し

### 公認会計士の能力発揮・能力向上

- ・ 公認会計士の働き方の多様化
  - 女性活躍の進展
  - 組織内会計士の増加
- ・ 監査基準の高度化やAIを始めとする監査の技術革新の進展

- 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限について見直しを検討
- 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策の検討や、研修プログラムの充実等
- 継続的専門研修(CPE)、実務補習・業務補助等の充実  
(公認会計士試験制度の在り方については、中長期的な目線で検討)
- 監査事務所と企業の人材交流等による公認会計士の現場感覚の養成
- CPEの受講義務を適切に履行しない者に対する対応

### 高品質な会計監査を実施するための環境整備等

- ・ コーポレートガバナンス・コードに基づく企業の取組み

- 監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携の強化
- 内部統制の整備・運用状況の分析、実効性向上に向けた議論

## I. [参考]企業開示に関連する国内外の動向

## II. コーポレートガバナンスに関する開示

A) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

B) 監査に対する信頼性の確保

C) 政策保有株式等

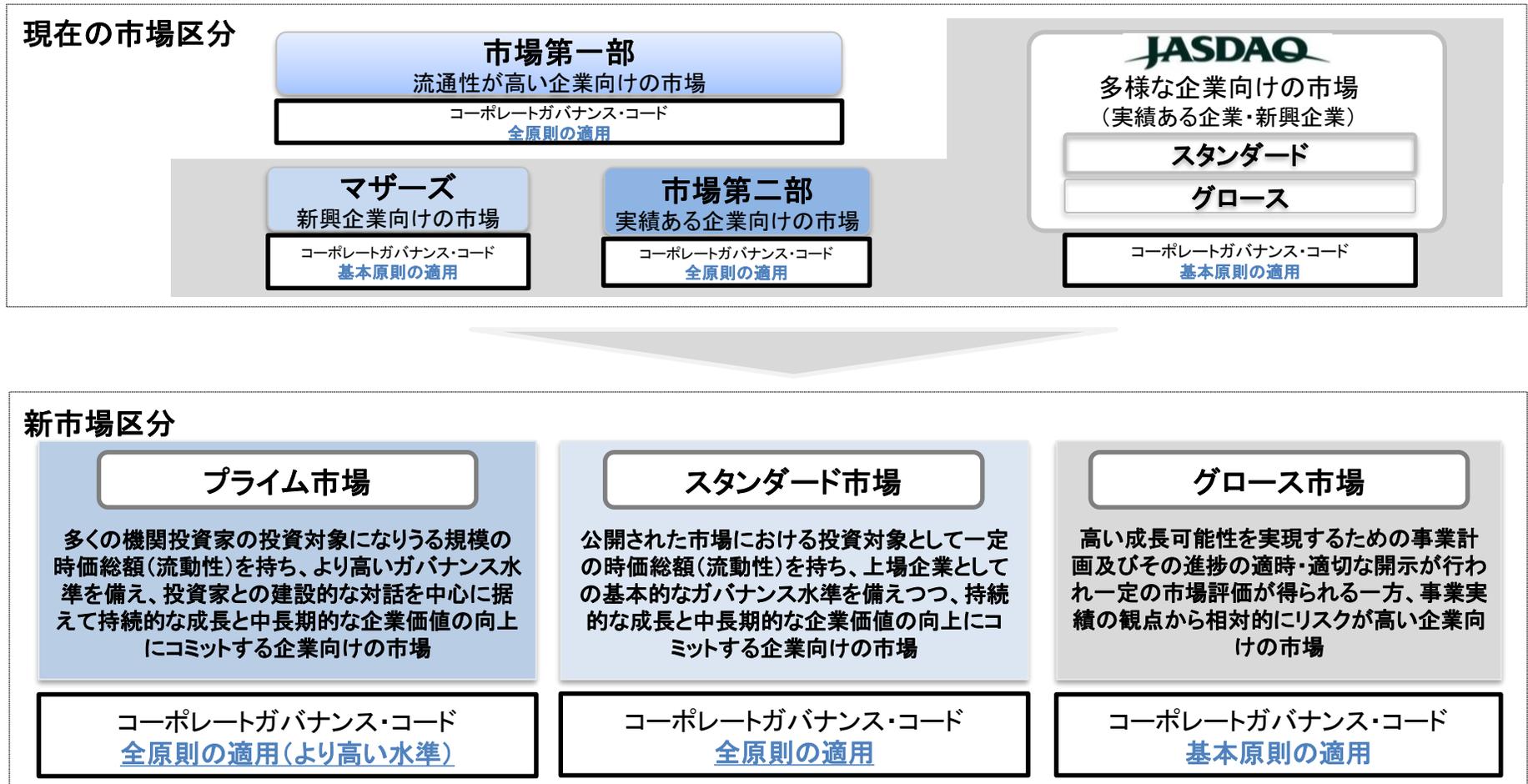
## III. ご議論いただきたい事項

## コーポレートガバナンスを巡る近年の動向

- 
- 2018年6月 ● コーポレートガバナンス・コードの改訂(果敢な経営判断の促進や取締役の多様性の確保等を要請)
  - 2019年2月 ● 東京証券取引所は、コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を改訂(取締役会並びに指名委員会・報酬委員会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等)の記載が望ましい旨を追加)
  - 2019年3月 ● 有価証券報告書における役員報酬、政策保有株式等のガバナンス情報の開示充実の適用
  - 2019年12月 ● 会社法改正(社外取締役1名の設置の義務付けなど(2021年3月から施行))
  - 2020年2月 ● 東京証券取引所による上場規程改訂(「市場構造の見直し」)  
2019年12月に公表された金融審議会報告書を受け、市場区分の見直しの骨子を公表(新市場区分の概要(プライム、スタンダード、グロース)、移行プロセス、今後のスケジュール(2022年4月に新市場区分へ移行))
  - 2020年3月 ● スチュワードシップ・コードの再改訂  
(「中長期的な企業価値向上」という目的の意識や、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮等を明記)
  - 2021年6月 ● コーポレートガバナンス・コードの再改訂  
(指名委員会・報酬委員会の設置(プライム市場上場企業「独立社外取締役を委員会の過半数選任することを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等の開示」))

## 東京証券取引所における上場株式の市場区分の見直し

- 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することを目的として、現状の市場区分を3つの区分に再編(2022年4月から新市場区分に移行)



## 前回WG報告を受けた見直しとその後の進捗・課題

□ 2018年ディスクロージャーWG報告と府令改正(2019年1月施行)を踏まえ、一定程度開示の進捗が見られる

### 前回WG報告と府令改正

### 現時点までの進捗・課題の指摘

取締役会・委員会等(任意で設置するものを含む)

共通記載  
事項

「活動状況」関連の記載

取締役会・指名委員会  
・報酬委員会等

監査役会等

- ガバナンス情報の充実を図る観点から、有価証券報告書において以下の情報を記載
  - ・ 構成(名称、人数、メンバー、社内・社外役員の別、委員長の属性等)
  - ・ 委員会等の設置目的
  - ・ 委員会等の権限

- 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容を有価証券報告書において記載<sup>(注1)</sup>

〔企業間で相当のばらつきが見込まれることから、まずはコーポレート・ガバナンス報告書において活動状況の記載の充実を促す〕

- 監査役会等の活動の実効性を判断する観点から、有価証券報告書において活動状況を記載<sup>(注2)</sup>

- ガバナンスに関する基本的な情報の開示が進展

- 役員報酬の決定過程の開示が進展
- 取締役会及び委員会等の活動状況の開示については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示で一定の進展が見られるが、有価証券報告書ではなお限定的

[参考]

- 2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂において、指名委員会、報酬委員会の設置により、これらの委員会の適切な関与・助言を得ることが原則化(15ページ参照)
- 海外では、取締役会や指名委員会、報酬委員会の活動状況等が法定書類で開示されている(20~24ページ参照)

- 監査役会等の活動状況(開催頻度、主な検討事項、出席状況等)の開示が進展

(注1)2019年3月期から適用

(注2)2020年3月期から適用

I. [参考]企業開示に関連する国内外の動向

II. コーポレートガバナンスに関する開示

A) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

B) 監査に対する信頼性の確保

C) 政策保有株式等

III. ご議論いただきたい事項

# 有価証券報告書における役員報酬の開示の充実

2003年3月～

## ●2003年3月期から適用

有価証券報告書に「コーポレート・ガバナンスの状況」項目を新設し、「役員報酬の内容(社内取締役と社外取締役に区分した内容)」を開示

## ●2010年3月期から適用

上場企業のコーポレート・ガバナンスに対する投資家の関心の高まりを受け、以下の情報を開示

- 役員区分ごとの報酬総額、報酬種類の総額、対象となる役員の数
- 連結報酬総額1億円以上の役員提出会社役員としての報酬総額、連結報酬の種類別の額
- 提出会社の役員報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

2018年ディスクロージャーWG報告を踏まえた開示充実<sup>(注1)</sup> ※下線:変更箇所

- 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報提供の観点から以下の情報を開示

### 【報酬決定方針】

- ・ 報酬決定方針の内容及び決定方法(役職ごとの方針を定めている場合にはその内容)
- ・ 固定報酬と業績連動報酬の報酬等の支給割合の決定方針
- ・ 業績連動報酬に係る指標、指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方針
- ・ 報酬等に関する株主総会の決議があるときは、決議日、決議内容(決議がないときは定款に定めている事項)

### 【報酬実績】

- ・ 役員区分ごとの報酬総額、報酬種類の総額、対象となる役員の数
- ・ 連結報酬総額1億円以上の役員報酬総額、連結報酬の種類別の額
- ・ 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

### 【報酬決定プロセス】

- ・ 報酬方針の決定権限を有する者の氏名、名称、権限の内容及び裁量の範囲
- ・ 報酬方針の決定に関与する委員会等が存在する場合には、手続の概要
- ・ 報酬等の額の決定過程における取締役会・委員会等の活動内容

[参考]2019年会社法改正に伴う事業報告/有報の開示充実<sup>(注2)</sup> ※下線:変更箇所

- 会社法令改正による事業報告の開示充実に踏まえ、有報において以下の情報を開示

### 【報酬決定方針】

- ・ 報酬決定方針の内容及び決定方法(役職ごとの方針を定めている場合にはその内容、個人別の方針を定めている場合はその内容及び決定方法)
- ・ 固定報酬と業績連動報酬の報酬等の支給割合の決定方針
- ・ 業績連動報酬に係る指標、指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方針
- ・ 報酬等に関する株主総会の決議があるときは、決議日、決議内容(決議がないときは定款に定めている事項)

### 【報酬実績】

- ・ 役員区分ごとの報酬総額、報酬種類の総額、対象となる役員の数
- ・ 連結報酬総額1億円以上の役員報酬総額、連結報酬の種類別の額
- ・ 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績
- ・ 非金銭報酬等の内容

### 【報酬決定プロセス】

- ・ 報酬方針の決定権限を有する者の氏名、名称、権限の内容及び裁量の範囲
- ・ 取締役会から取締役等に個人別の報酬等の内容の決定権の委任があった場合における、委任を受けた取締役等の氏名・地位・担当、委任の理由、権限の内容等
- ・ 報酬方針の決定に関与する委員会等が存在する場合には、手続の概要
- ・ 報酬等の額の決定過程における取締役会・委員会等の活動内容

(注1) 開示府令改正後、2019年3月期から適用

(注2) 2021年3月1日以後終了する事業年度に適用。会社法の事業報告において開示が求められることとなった項目について、有価証券報告書に記載項目として追加

# 取締役会、委員会の開示の進捗①(役員報酬の決定過程の開示例)

□ 内閣府令の改正により、有価証券報告書の記載事項に、「報酬額の決定過程における活動内容」を追加

■ 報酬委員会の「活動内容」として、開催日付、協議した内容等を具体的に開示している例

## 「役員報酬等」の開示例

### アサヒグループホールディングス株式会社 有価証券報告書（2019年12月期） P77

#### 7) 報酬委員会

報酬委員会は、公正な判断を保证するため、必要に応じ、外部の客観的データを活用しております。また、社会適合性や株主への説明責任等の観点から、取締役の報酬等の開示について討議し、必要に応じ、取締役会に答申することとしております。

報酬委員会は、取締役会の決議により3名の社外役員と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めております。

#### 報酬委員会の構成

役割	氏名	役位	委員在任期間	委員会出席回数
委員長	新貝 康司	社外取締役	2年	9回/9回
委員	早稲田 祐美子	社外監査役	2年	9回/9回
委員	クリスティーナ・アメージャン	社外取締役	1年	6回/9回
委員	勝木 敦志	専務取締役兼専務執行役員兼CFO	1年	6回/9回
委員	谷村 圭造	取締役兼執行役員	1年	6回/9回

※クリスティーナ・アメージャン氏、勝木敦志氏、谷村圭造氏は、2019年3月より委員となった後は毎回出席

#### 8) 報酬委員会の活動状況

##### 活動状況

※報酬委員会：年間9回開催、年間20時間

回	開催日付	内容
第1回	2019年1月30日	①2019～2021年中期賞与制度の業績指標について討議 ②株式報酬制度の改定について討議 ③取締役報酬枠の改定について討議
第2回	2019年2月14日	①取締役に対する株式報酬制度の改定について決議 ②取締役の報酬等の額改定について決議 ③監査役の報酬等の額改定について決議 ④役員賞与（年次、中期）支給及び株式報酬ポイント付与について決議
第3回	2019年3月7日	①現行報酬の評価と2019年度役員報酬改定の方向性について討議 ②執行役員賞与支給案について討議
第4回	2019年3月26日	①取締役報酬基本方針が目指す報酬水準、報酬構成に照らした取締役報酬の改定について審議
第5回	2019年5月8日	①会社役員賠償責任保険（D&O保険）保険料の会社負担について決議
第6回	2019年7月3日	①日本及びグローバルの報酬の状況について討議
第7回	2019年8月1日	①株式交付規程の改訂について決議（3月26日株主総会決議内容を反映）
第8回	2019年10月2日	①2019年度報酬マーケット、ベンチマーク、当社制度の状況について討議
第9回	2019年12月12日	①役員報酬に関する開示内容について決議 ②2020年役員個人評価スキームについて討議

■ 報酬委員会の活動状況について、年間の総所要時間、開催日付、協議した内容を具体的に記載

## 取締役会、委員会の開示の進捗②(取締役会、委員会の活動状況)

- コーポレート・ガバナンス報告書における取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況の記載を「望ましい」旨を追加。その後、活動状況について、一定程度の開示が進展

### 制度見直しの改正経緯

- 前回ディスクロージャーWG報告では、取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況について、コーポレート・ガバナンス報告書における充実を促すことが考えられると提言
- 東証では、2019年2月にコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を改訂し、取締役会等の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等)について記載することが望ましい旨を追加

### コーポレート・ガバナンス報告書の開示の状況

- 2019年2月の記載要領改訂を踏まえ、TOPIX100構成銘柄(101社)が、2019年7月12日までに提出したコーポレート・ガバナンス報告書をもとに、取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況に関する開示状況を集計

	取締役会の 活動状況	指名委員会の 活動状況	報酬委員会の 活動状況
具体的な開催頻度に言及している会社	47社 (46.5%)	46社 (52.9%)	45社 (51.1%)
出席状況(出席率)に言及している会社	39社 (38.6%)	26社 (29.9%)	26社 (29.5%)
うち、 <u>個人別の出席状況</u> (出席率)に言及している会社	27社 (26.7%)	22社 (25.3%)	21社 (23.9%)
主な <u>検討事項</u> に言及している会社の比率	88社 (87.1%)	78社 (89.7%)	79社 (89.8%)
うち、 <u>前年度の具体的な検討事項</u> に言及している会社の比率	11社 (10.9%)	25社 (28.7%)	24社 (27.3%)

(注)括弧内は、それぞれ取締役会(101社)、法定及び任意の指名委員会(87社)、報酬委員会(88社)を設置している会社に占める比率

# 取締役会、委員会の開示の進捗③(取締役会の活動状況)

## □ 任意開示における、取締役会の活動状況の開示例

### 三井物産株式会社 統合報告書 (2021年3月期) P87

#### 取締役会

取締役会は経営執行および監督の最高機関です。その機能の確保のために、当社は取締役の人数を実質的な討議を行うのに適切な規模としています。取締役の任期は1年として毎年改選しますが、再任を妨げないものとしています。会長が当社の取締役会を招集し議長にあたります。なお、当社における会長の役割は、主として経営の監督を行うことであり、執行役員を兼務せず、日常の業務執行には関与しません。また、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会を設置しており、いずれの委員会も委員(委員長を含む)の過半数は社外役員で構成されています。

取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項の他、法令および定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項および重要な業務の執行状況につき報告を受けます。取締役会は、原則毎月1回開催する他、必要に応じて随時開催しています。2021年3月期は合計16回開催しました。

#### 取締役会の主な検討事項について開示

#### 取締役会での主な審議テーマ・付議報告件数

分類	2020年3月期	2021年3月期
経営戦略・サステナビリティ・ガバナンス関連	26	28
決算・財務関連	17	16
監査役・会計監査人関連	7	5
リスクマネジメント・内部統制・コンプライアンス関連	6	8
人事関連	4	5
個別案件	12	26
合計	72	88

#### 2021年3月期取締役会／サステナビリティ・内部統制・リスクマネジメントなど関連の報告

取締役会の議題	開催日	報告対象	参考) リスク管理体制・制度
内部統制状況レビュー	2020/4/8	・内部統制全般	・権限分掌制度、稟議制度、コーポレートスタッフ部門の監視・支援 ・ポジション限度設定、専門部署モニタリング ・ポートフォリオ管理委員会
サステナビリティ関連	2020/7/31 2020/9/9 2021/4/7	・人権方針の策定 ・英国現代奴隷法声明文更新 ・サステナビリティ活動全般	・サステナビリティ委員会
コンプライアンス体制・運用状況	2021/1/15 2021/4/7	・コンプライアンスリスク	・コンプライアンス委員会 ・三井物産役職員行動規範の制定・遵守 ・内部通報体制の整備 ・研修の実施など
金融商品取引法に基づく内部統制評価	2020/6/19	・財務報告に係る内部統制	・J-SOX委員会 ・内部統制の有効性についての評価対象部署による自己評価、独立部署によるテスト
内部監査結果	2020/9/9	・内部監査結果	・内部監査部を中心とする内部監査体制
当社のリスクエクスポージャーとコントロール	2021/2/3	・信用リスク(商事債権、社外宛貸付金・保証、定期預金など) ・市場リスク(商品・為替売買越、在庫) ・事業リスク(事業資産、関連宛投融資保証、社外宛投資) ・カントリーリスク	・信用程度・稟議の審査とモニタリング ・商品・為替売買越の稟議審査、在庫実査など ・稟議プロセスによる審査、投資案件の果実化・良質化 ・カントリーリスク関連情報収集・分析、国別ポジションモニタリング、取引停止国・特定国の指定、国別対応方針の策定
サイバーセキュリティ	2021/1/15	・サイバーセキュリティ	・技術的対応、人的対応(セキュリティ啓発活動含む)、関係会社対応

## 取締役会、委員会の状況①(コーポレートガバナンス・コード)

- 改訂版のコーポレートガバナンス・コード(2021年6月改訂)では、指名委員会・報酬委員会の設置により、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきとされている

### スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議での議論

- 権限集中回避、意思決定プロセスの透明化のためには、独立した指名委員会と独立した報酬委員会が必要
- 現行のコードで独立社外取締役を主要な構成員とするというやや曖昧な形になっているところ、独立社外取締役が過半数や委員長が社外者であるといった形で独立性をより明確化してもよいのではないか



### 改訂版コーポレートガバナンス・コード

#### 補充原則4-10①

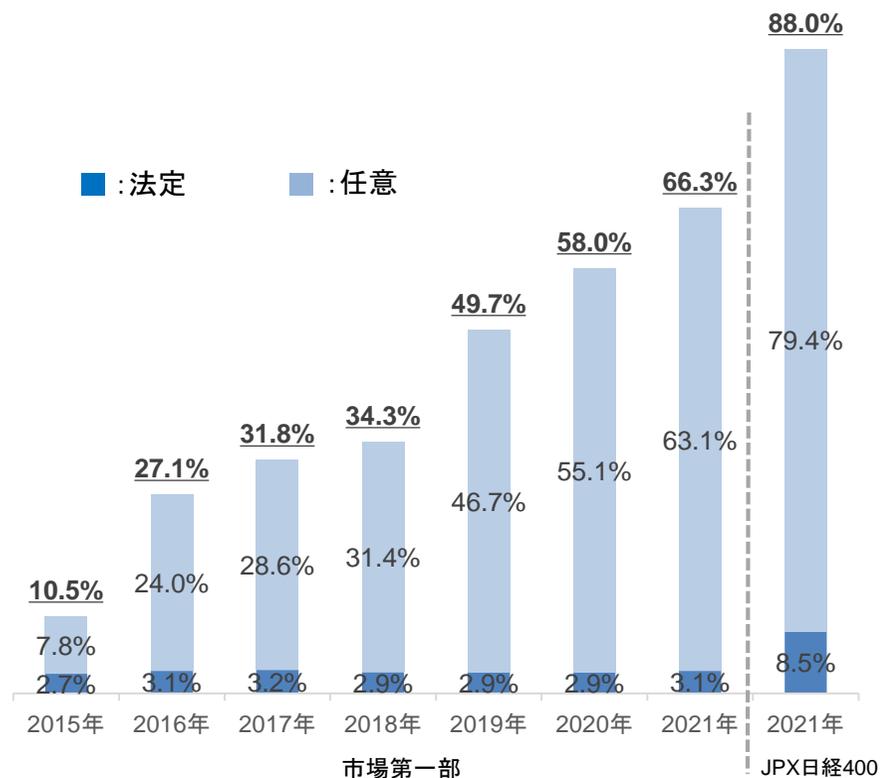
上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名(後継者計画を含む)・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、**取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。**

**特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。**

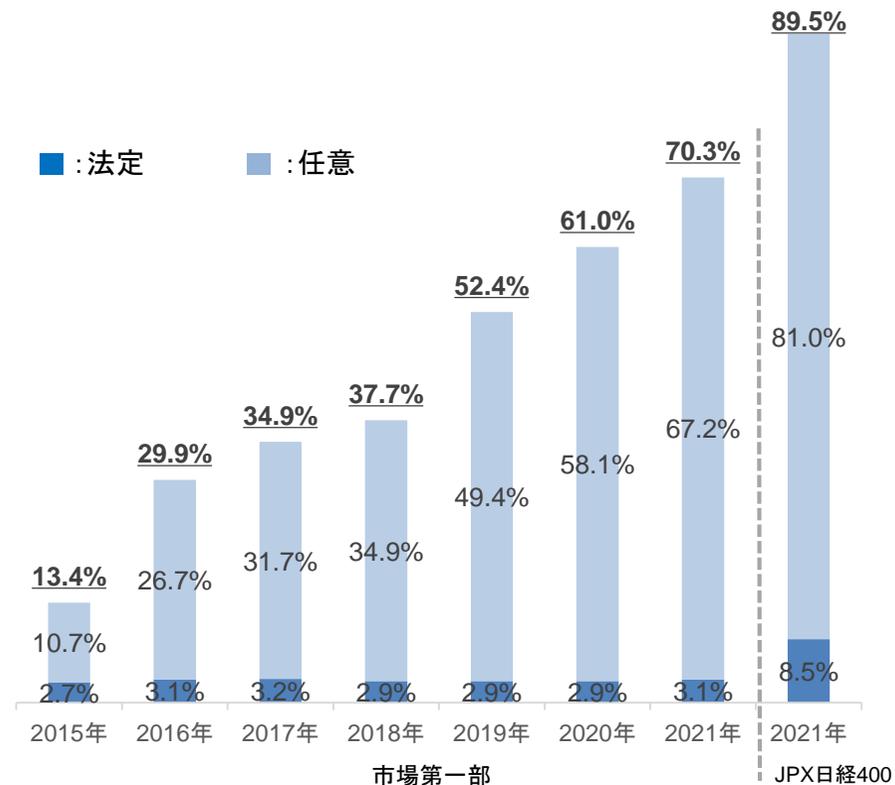
## 取締役会・委員会の状況②(指名委員会・報酬委員会の設置)

□ 2015年以降、指名委員会、報酬委員会を設置する会社の比率は増加している

### 指名委員会設置会社(市場第一部)の比率推移



### 報酬委員会設置会社(市場第一部)の比率推移



II

A

[参考]指名委員会・報酬委員会の権限・役割

□ 任意の指名委員会・報酬委員会の役割の範囲や権限の程度、開催頻度など、その運営実態は上場会社によって様々である

役割の範囲

委嘱事項(例)

指 指名の基準の策定  
候補者の評価  
役員選解任議案(原案)の策定  
後継者計画の策定

報 報酬制度の策定  
役員報酬議案(原案)の策定  
役員等の評価  
報酬配分額の決定

対象者

- ① 社長
- ② 取締役・監査役
- ③ 執行役員
- ④ 重要子会社の幹部

左記の役割のいずれを任意の指名委員会・報酬委員会へ委嘱しているかや、対象者の範囲をどのようにしているかは、上場企業によって様々である

権限の程度

権限の程度	指名/報酬	開示例(コーポレートガバナンス報告書からの抜粋)
社長が決定	報	「...各取締役の報酬について(中略)委員会における(中略)諮問を経た上で、取締役会の委任を受けた取締役社長が決定しており[ます]」
経営陣等の原案を委員会が確認・検証	指 報	「指名・報酬諮問委員会は、(中略)原案の妥当性を確認しております」 「...報酬決定について、取締役会への上程に先立ち、意見の交換および内容の確認を行っています」
委員会が答申し取締役会が決定	指 報	「当委員会では、(中略)などの審議を行い、取締役会に答申しております」 「取締役会は、指名・報酬諮問委員会による答申内容を最大限尊重し決定を行います」
取締役会から一任を受けて委員会が決定	報	「取締役の個別報酬額については取締役会より一任された本委員会で決定いたします」

開催頻度

任意の委員会は、法定の委員会よりも、開催頻度が年2回以下に留まっているケースが多い

開催頻度	指名委(任)	報酬委(任)	指名委(法)	報酬委(法)
2回以下	47.8%	44.3%	8.7%	8.7%
3-4回	28.4%	32.5%	30.4%	34.8%
5-6回	12.6%	12.3%	13.0%	21.7%
7回以上	11.2%	10.9%	47.8%	34.8%

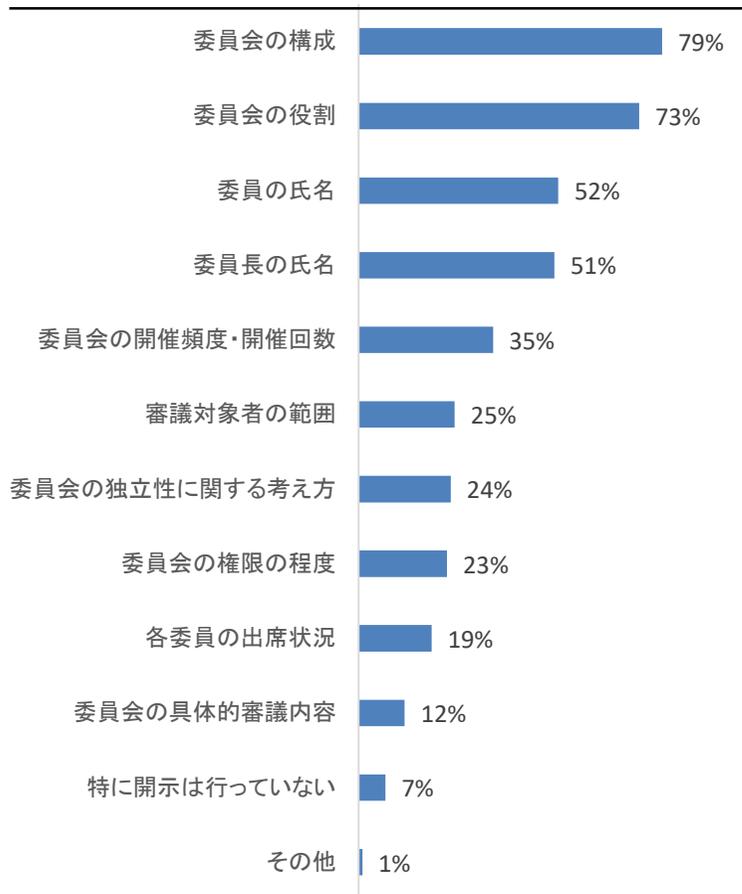
(出所)デロイト・トーマツコンサルティング合同会社「役員報酬サーベイ2020」より金融庁作成

- 17 -

## 取締役会・委員会の状況③(指名委員会に関する投資家の意見)

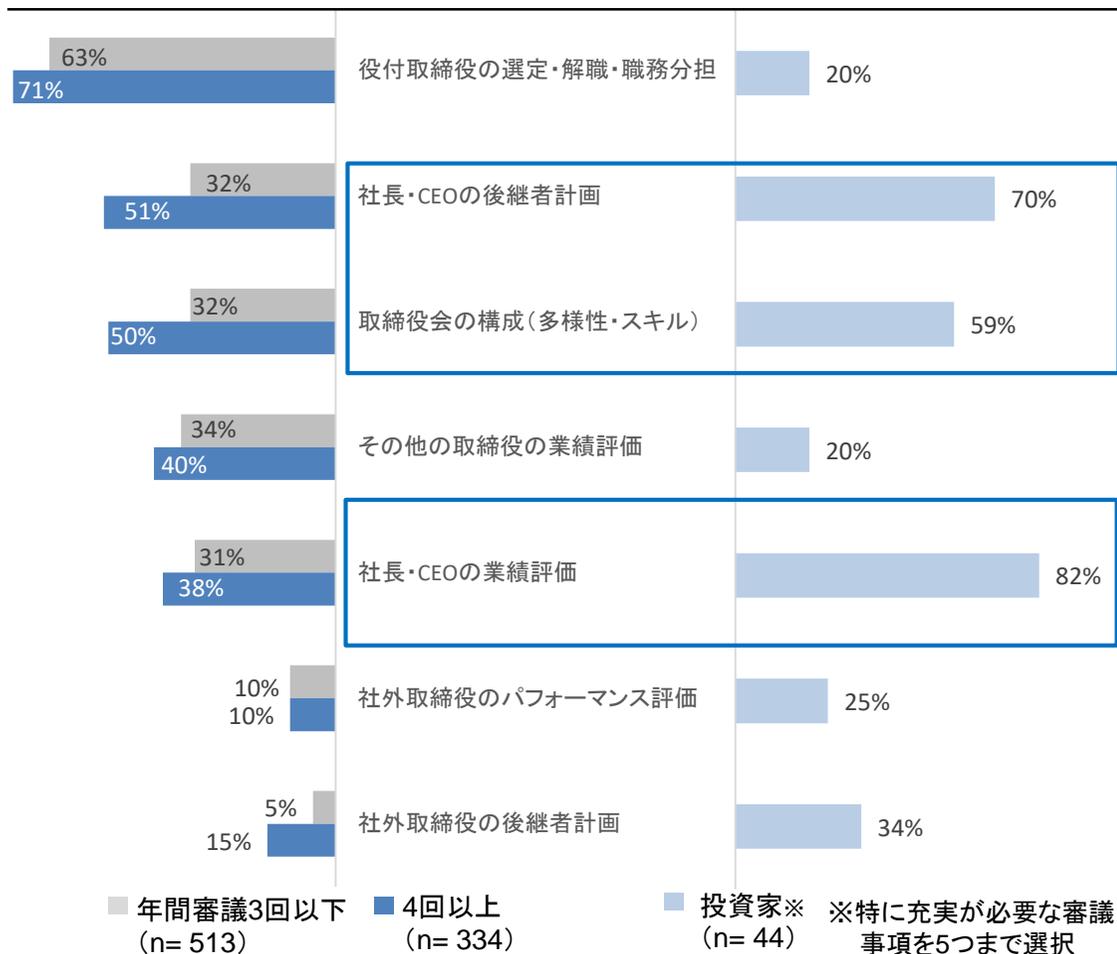
- 指名委員会の審議内容について、投資家は、社長・CEOの後継者計画、取締役会の構成、社長・CEOの業績評価についての審議の充実が必要と考えている

指名委員会についての開示(複数選択可)



※n=指名委員会を設置している936社

指名委員会の審議内容と投資家が充実が必要と考える審議事項



## 取締役会・委員会の状況④(報酬委員会に関する投資家の意見)

- 報酬諮問委員会が設置されている場合、構成メンバー、委員長が独立社外取締役であるかは、最重要視している。なお、実際の活動状況については、より詳細な開示(回数、どのような議論がテーマになったか)が必要と考える。
- 最終的には取締役の責任だと思うが、適切な構成員の委員会にて報酬を決定することは肯定的に捉える。委員会の活動状況や役割に関する開示が重要であり、今後透明性を上げていく必要はあるだろう。役員報酬の個別開示がすぐさま進むとは考えにくいいため、役員報酬の決定にあたって、委員会がどのような役割を担っているかを説明する目的で委員会の活動状況や構成については適切に開示することが必要だと考える。
- 役員報酬の仕組みおよびその決定プロセスの開示がまだ不十分。数年間の報酬実績が企業価値にどう寄与したのかといった振り返りがないので、そのような開示・説明を求めたい。
- 取締役個別の役員報酬額について、任意委員会への決定一任は良い方向と考えるが、委員会の構成、役割や権限に応じて肯定的に判断できるかが変わってくるため、これらの内容の開示が前提となる。

# 取締役会及び委員会に関する海外の開示①(英国の開示事項)

- 英国の上場会社は、年次報告書において、取締役会や各委員会の活動状況を開示することが求められている(注)

## 取締役会に関する開示事項

- 取締役会の活動状況や行われた対応(従業員に対する投資・報酬に対する取組みを含む)(UKCGC Provision 2.)
- 取締役会と各委員会の会合の回数、取締役の個別の出席状況(UKCGC Provision 14.)

## 指名委員会に関する開示事項

- 指名委員会の活動(以下を含む)(UKCGC Provision 23.)
- 任命プロセス、後継者育成計画の取組み、多様性確保における対応
- 取締役会評価がどのように行われたか、外部評価者と取締役との接触の性質と程度、評価結果と取られた対応、取締役の構成への影響
- 多様性に関する方針とその目標、目標と企業の戦略との関連性、当該方針の実施状況、目標達成に向けた進捗状況
- 経営層とその直属の部下におけるジェンダーバランス

## 報酬委員会に関する開示事項

- 報酬委員会の活動(以下を含む)(UKCGC Provision 41.)
- 業務執行取締役の報酬方針、構造及びパフォーマンス指標に関する戦略的根拠の説明
- 報酬比率や給与格差など、社内外の指標を用いた報酬の妥当性の理由
- 報酬委員会が、執行取締役の報酬方針等を決定する際に考慮すべきとされた明瞭性、簡潔性、リスク、予測可能性等の要素にどのように対処したかについて、例を挙げて説明する
- 報酬方針が会社の業績および量の観点から意図したとおりに機能したかどうか、機能していない場合にはどのような変更が必要か
- 株主との間でどのようなエンゲージメントが行われたか、また、それが報酬方針および結果にどのような影響を与えたか
- 役員報酬がより広範な会社の給与方針とどのように整合するかを説明するために、従業員にどのような働きかけを行ったか
- 報酬の結果にどの程度の裁量が適用されたか、その理由は何か

## 監査委員会に関する開示事項

- 監査委員会の活動(以下を含む)(UKCGC Provision 26.)
- 財務諸表に関連して監査委員会が検討した重要な問題と、それらの問題にどのように対処したか
- 外部監査プロセスの独立性と有効性をどのように評価したか、外部監査人の任命・再任命に適用されるアプローチ、現在の監査法人の在職期間、最後に入札が行われた時期、再入札計画の事前通知などの情報
- 外部監査人の任命・再任命または解任に関する監査委員会の勧告を取締役会が受け入れない場合には、その勧告の内容と取締役会が異なる立場をとった理由に関する監査委員会からの説明
- 内部監査機能がない場合には、その説明。内部保証をどのように実現するか、それが外部監査の仕事にどのように影響するか
- 外部監査人が非監査サービスを提供する場合、監査人の独立性および客観性がどのように保護されているかについての説明

(注)英・FCA(金融行為規制機構)“Disclosure and Transparency Rules”(以下“DTR”)は、上場会社に対して、取締役会や各委員会の活動状況等の開示を求めているが(DTR 7.1.5, 7.2.7)、DTRは、上場会社が英・コーポレートガバナンス・コード(UKCGC)における上記規定(取締役会の会合の回数、取締役の出席状況、各委員会の活動状況等)を遵守することで、DTRの要求事項を遵守することになるとしている(DTR 7.1.7, 7.2.8)  
(出所)英・FRC(財務報告評議会)“The UK Corporate Governance Code”(published in July 2018)

## [参考]取締役会及び委員会に関する海外の開示②(米国の開示事項)

- 米国の上場会社は、年次報告書において、取締役会や各委員会の開催状況、検討プロセスなど、その活動に関連する事項の開示が求められている

### 取締役会に関する開示事項

- 取締役会の会合の回数、取締役会や委員会の会合の総数の75%未満の出席に留まる取締役の氏名 ( § 229.407(b) )
- 監査委員会・指名委員会・報酬委員会と同様の機能を果たす委員会が存在する場合、その委員会の会合の回数や機能 (同上)

### 指名委員会に関する開示事項

- 指名委員会 ( § 229.407(c) )
  - 取締役の任命プロセス
  - 任命方針の有無、任命方針がある場合、ウェブサイトで掲載している旨や方針の重要な要素等を開示
    - ✓ 任命方針がない場合、その事実とその根拠
    - ✓ 株主による取締役の推薦方法
    - ✓ 取締役の最低資格要件等
    - ✓ 取締役候補者の選定・評価プロセス、選定にあたりダイバーシティを考慮しているか、方針がある場合、それが如何に実現されているか、その有効性評価の方法等
    - ✓ 取締役候補者の推薦者のカテゴリー
    - ✓ 取締役候補者選定に利用した第三者に支払った手数料及び、当該第三者の機能
    - ✓ 委任状が株主に送付される120日前までに、議決権のある普通株式を5%以上保有する者から取締役の推薦があった場合、その者を委員会が推薦したか
  - 株主による取締役推薦方法に重要な変更があった場合、その内容

### 報酬委員会に関する開示事項

- 報酬委員会 ( § 229.407(e) )
  - 常設の報酬委員会を有しない場合、その理由等
  - 報酬方針の有無。報酬方針がある場合、ウェブサイトで掲載している旨等を開示
  - 執行取締役の報酬の検討・決定プロセス
    - ✓ 報酬委員会の権限の範囲
    - ✓ 報酬委員会の権限を他の者に委任している場合、どの程度委任しているか
  - 執行取締役が執行取締役の報酬額を決定する上で果たしている役割
  - 報酬コンサルタントが報酬を決定する上で果たす役割
  - 直近会計年度内に、執行取締役が監査委員に就任していた等の事情がある場合、その旨
  - 以下の事項
    - ✓ 各報酬委員の名前
    - ✓ 「報酬の議論と分析 (Compensation Discussion and Analysis)」をレビューし、経営層と議論したか
    - ✓ 「アニュアルレポート等に「報酬の議論と分析 (Compensation Discussion and Analysis)」が含まれるよう、取締役会に対して勧告したか

### 監査委員会に関する開示事項

- 監査委員会 ( § 229.407(d) )
  - 監査方針の有無。監査方針がある場合ウェブサイトで掲載している旨等を開示
  - 上場会社の取締役会が独立性を欠いた取締役を監査委員に任命した場合、独立性を欠く関係の性質と、取締役会の決定の理由
  - 各監査委員の名前
  - 常設の監査委員会を有するか
  - 財務専門家の有無。財務専門家を有する場合、その名前と独立性を有するか。財務専門家を有しない場合、その理由
  - 以下の事項
    - ✓ 財務諸表をレビューし、経営層と議論したか
    - ✓ PCAOB及び委員会の適用要件によって議論される必要がある事項について、外部監査人と議論したか
    - ✓ 会計士の独立性について、独立会計士とコミュニケーションを行ったか
    - ✓ 上記のレビューや議論を踏まえたうえで、監査済財務諸表が含まれるよう、取締役会に対して勧告したか

# 取締役会及び委員会に関する海外の開示③(取締役会の開示例)

## □ 海外では、取締役会の活動状況や、開催頻度について具体的に開示されている

### WHAT WAS ON THE BOARD'S AGENDA IN 2020/21?

Board meetings are an important mechanism by which the directors discharge their duties, including under Section 172(1) of the Companies Act 2006.

For more information, see p34-36 for our Section 172(1) statement and p68-69 for decision case studies unpacking the Board's Section 172(1) considerations.

Board meetings are also an important platform for the Board to debate robustly and challenge management on elements of the Company's performance, specific projects or areas of strategic significance.

Meeting agendas, agreed in advance by the Chairman, CEO and Company Secretary, combine a balance of regular standing items, such as reports on current trading and financial performance, with one or two detailed "deep dives". These pages give an overview of the main topics on the Board's agenda throughout the year.

Key to stakeholder groups:



Shareholders



Colleagues



Suppliers



Customers



Communities



Partners

Key to the Never the Same Again priorities:

1

Faster Food growth with Ocado retail

2

Capture value in Food supply chain

3

Simplify range and value in C&H

4

Turbocharge growth at M&S.com

5

Store estate for the new world

### STRATEGY *Never the Same Again* AND TRANSFORMATION

Updates on the progress of the transformation programme were provided at each meeting, supplemented by deep dives presented by the relevant business areas. These updates enabled the Board to monitor and drive the transformation programme forwards, while also providing guidance and challenge where needed. At the start of the year our transformation programme was already under way with improvements in all core areas

of the business. Covid-19 and Brexit, two major uncertainties, brought new challenges but added further pace and acceleration to our transformation. In response, we created our five priorities under the Never the Same Again ("NTSA") programme, as announced at our half-year results. All of the Board's strategic discussions have been principally focused on the NTSA priorities, while being contextualised and shaped by these two major

uncertainties. To drive change and navigate these additional uncertainties, the Board has continued to hold unscheduled calls as required, often on a weekly basis, supplementary to scheduled meetings during 2020/21.

Read more about the Board's condensed governance cadence on p60.

For more information on our strategic priorities, see p7.

#### COVID-19

The Board has continued to reflect on, and direct the Company's response to, the ongoing impacts on the business resulting from the Covid-19 pandemic. In each of its strategic discussions, it has considered how best to manage the uncertainties associated with Covid-19 (and therefore this has not been repeated in the Strategic Deep Dives section below). Most notably, the Board has discussed during the year: the importance of improving and accelerating the shift to online in the C&H business, especially during various lockdowns in the UK and internationally when non-essential retail has been closed; the urgency in future-proofing the UK store estate, increasing our Food presence in popular retail parks and out of town locations for more spacious and convenient "weekly shops"; and, ensuring the success of the Ocado partnership amid increasing online demand. 1 2 3 4 5

#### BREXIT

As with Covid-19, Brexit preparedness and its potential impact has been continually discussed across all strategic areas. The negotiations with the EU were monitored closely, but the Board and management's focus has remained resolutely committed to mitigating the impact and ensuring that the businesses remained focused on providing the best possible service to customers. The Board has considered in detail throughout the year: the potential financial impact on profits of the various scenarios of leaving the EU with or without a trade agreement; post-deal, the need to reshape our supply chain and overcome the logistical difficulties of sending product from the UK, specifically to the island of Ireland; and finally, coming to terms with the new operating model for the International business, due to the increase in tariffs and administrative burden Brexit caused. 1 2 3 4 5

### BOARD MEETING ATTENDANCE AND DIRECTOR RESPONSIBILITIES IN 2020/21

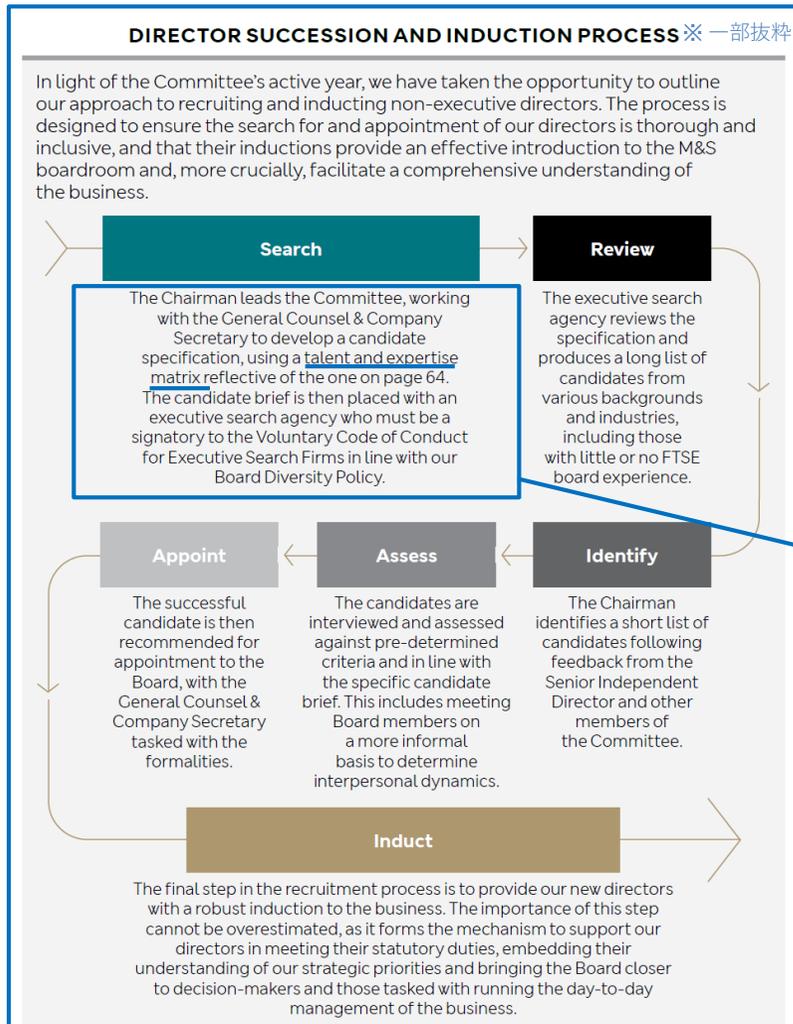
CHAIRMAN	Attended		Max possible		Independent
	Scheduled	Additional	Scheduled	Additional	
Archie Norman*	11	12	11	12	
* Considered independent on appointment.					
<b>EXECUTIVE DIRECTORS</b>					
<b>Chief Executive</b> Steve Rowe	11	12	11	12	
<b>Chief Financial Officer</b> Eoin Tonge (appointed 8 June 2020)	9	2	9	2	
<b>NON-EXECUTIVE DIRECTORS</b>					
<b>Full Year</b>					
Andrew Fisher	11	12	11	12	✓
Andy Halford	11	12	11	12	✓
Justin King	11	12	11	12	✓
<b>Retired in 2020/21</b>					
Katie Bickerstaffe	3	9*	3	10	✓
Alison Brittain	3	10	3	10	✓
Pip McCrostie	11	12	11	12	✓
<b>Appointed in 2020/21</b>					
Sapna Sood	9	6	9	6	✓
Tamara Ingram	9	6	9	6	✓
Evelyn Bourke	2	-	2	-	✓
* Unable to attend one meeting due to other business commitments.					

取締役会の開催頻度や各取締役の出席状況について記載

取締役会における主要な議題(COVID19・BREXIT)についての検討内容を記載

# 取締役会及び委員会に関する海外の開示④(指名委員会の開示例)

## 海外では、指名委員会における後継者育成計画の取組みや、多様性確保の対応が開示されている



Skills and experience	3 4 5	1 2	2 3	1 3 4	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
Archie Norman	●	●		●	●	●		●	●			●
Andrew Fisher	●			●	●	●		●				
Andy Halford	●					●			●			
Tamara Ingram	●			●	●						●	
Justin King	●	●	●		●	●				●	●	
Sapna Sood	●		●		●	●				●	●	
Steve Rowe	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●
Eoin Tonge		●	●		●	●		●	●	●	●	●
Evelyn Bourke					○	○		○	○	○	○	○
Fiona Dawson	○	○	○	○						○	○	
Pip McCrostie						○		○		○		○
Nick Folland	●				●	●		●	●	●	●	●

○ Newly appointed ○ Outgoing ● General Counsel & Company Secretary

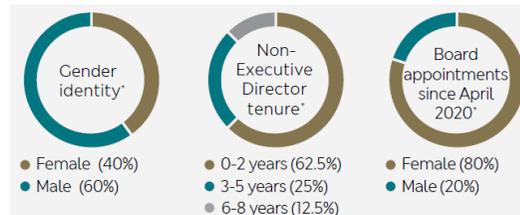
### スキルマトリクスに基づいた取締役の選定について開示

#### MEETINGS HELD IN 2020/21

	Member since	Number of meetings attended	Maximum possible meetings
Archie Norman	1 Sept 2017	5	5
Andy Halford	1 Jan 2013	5	5
Andrew Fisher	1 Dec 2015	5	5
Justin King <sup>1</sup>	1 Jan 2019	4	5
Sapna Sood	1 Jun 2020	4	4
Tamara Ingram	1 Jun 2020	4	4
Evelyn Bourke	1 Feb 2021	1	1
<b>Former non-executive directors who served on the Committee for part of 2020/21</b>			
Pip McCrostie <sup>2</sup>	10 Jul 2018	4	5
Alison Brittain	1 Jan 2014	1	1
Katie Bickerstaffe	10 Jul 2018	1	1

1. Justin King was unable to attend the meeting on 12 April 2020 for personal reasons.  
2. Pip McCrostie was unable to attend the meeting on 25 June 2020 for medical reasons.

#### Improving trend line



\* As at 25 May 2021.

### 新任取締役の選定・育成プロセスについて記載

### 取締役会の開催頻度や各委員の出席状況、多様性の確保について図表・グラフを用いて記載

# 取締役会及び委員会に関する海外の開示⑤(報酬委員会の開示例)

- 海外では、報酬委員会について、業務執行取締役の報酬方針のほか、構造やパフォーマンス指標の戦略的根拠について開示されている

## 報酬方針

### Directors' Remuneration Policy ※一部抜粋

Last year the Committee developed a new Remuneration Policy designed to support our strategy to establish Burberry as a global luxury brand that can deliver long-term sustainable value for shareholders. We consulted widely and refined it in response to comments from shareholders and proxy bodies. The Committee was very pleased with the strong level of support that the final Remuneration Policy received from shareholders at the 2020 AGM.

### Burberry Share Plan 2020 (BSP)

The key change under the new Remuneration Policy was the introduction of a restricted share plan, the BSP. Under the BSP Executive Directors receive awards with a lower face value than under our previous performance share plan. The awards are subject to performance underpins, which play a different role to performance conditions in a "traditional" long-term incentive plan. If the Company were to fail to meet one or more of the performance underpins over the relevant vesting period then the Committee would consider whether it would be appropriate to scale back the level of pay-out under the award to reflect this. The Committee would retain discretion to determine the appropriate level of scale-back.

### Other changes to the Remuneration Policy

In addition to the introduction of the BSP, the Committee made some changes to reflect evolving market practice and shareholder expectations. This included a reduction in pension arrangements for our current Executive Directors so that they will be aligned with the maximum rate available to the majority of the UK workforce by 1 January 2023, and the introduction of post-employment shareholding guidelines in line with current views of best practice.

### Our reward framework

Burberry's remuneration framework has been designed to support our culture, values and purpose. The framework, which consists of Fixed pay, short-term incentives and long-term Share awards, is cascaded across the Group. We are committed to fair and responsible employment and are proud to be a principal Partner of The Living Wage Foundation and an accredited UK Living Wage employer. We are Keen to encourage employee share ownership and we operate two all-employee share plans, Which are due for renewal at the AGM in July. Annual grants of free shares (or equivalent Cash-based awards where necessary) and the Ability to purchase shares under our Sharesave Scheme enable our people to become shareholders In Burberry and share in the long-term success Of our strategy.

## 報酬構造

### Burberry's reward framework

Burberry's reward framework, consisting of fixed pay, short-term incentives and long-term share awards, is cascaded across the Group.

#### FIXED PAY

Fixed pay consists of salary, benefits and pension

#### SHORT-TERM INCENTIVES

All our people are eligible for performance-related pay based on short-term performance

#### LONG-TERM SHARE AWARDS

All our people are eligible to participate in Burberry share plans

### Financial measures ※一部抜粋

We believe it is vital to ensure alignment between our strategic focus and the long-term interests of shareholders.

As a result, the short-term element of executive remuneration is linked to adjusted operating profit performance and long-term awards are subject to revenue and adjusted group Return on Invested Capital (ROIC) underpins.

More information is set out in our Directors' Remuneration Report on pages 180 to 203.

## 報酬に係るKPI選定の根拠

Remuneration Reportにおいて、業務執行取締役の報酬方針や報酬の構造を開示しているほか、Strategic Reportにおいて、報酬に係るKPI選定の根拠について説明

## I. [参考]企業開示に関連する国内外の動向

## II. コーポレートガバナンスに関する開示

### A) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

### B) 監査に対する信頼性の確保

### C) 政策保有株式等

## III. ご議論いただきたい事項

# 前回WG報告を受けた内閣府令改正と開示例

- 内閣府令の改正により、有価証券報告書において、監査役会等の「活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)」の記載を追加

- 内閣府令の改正を受け、監査役会等の活動状況開示が進んでいる

## 「監査の状況」の開示例

### 株式会社リコー 有価証券報告書(2020年3月期) P81-82

#### 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※一部抜粋

##### (3) 【監査の状況】

###### ① 監査役監査の状況

###### a. 組織・人員

当社の監査役会は、監査役5名であり、うち社外監査役が3名となります。各監査役の状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	経歴等
常勤監査役	大澤 洋	当社の経理・財務部門、及び当社海外関連会社の経営管理経験も豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
常勤監査役	辻 和浩	当社の人事・総務・秘書室での豊富な経験、及びグローバルな人的ネットワークを有し、子会社へのリスクマネジメント推進を通じた監査視点も有しております。
独立社外監査役	太田 洋	弁護士及びコーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な経験を有しております。
独立社外監査役	小林 省治	花王株式会社の事業部門長や執行役員等を歴任、同社常勤監査役も勤める等、研究開発・グローバル企業の事業経営及びガバナンスに関して、豊富な経験と高い知見を有しております。
独立社外監査役	古川 康信	公認会計士及びEY新日本有限責任監査法人において業務執行社員として海外展開するグローバル企業の監査を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役室を設置し、専従かつ執行側からの一定の独立性が確保された従業員を5名配置し、グローバルな情報収集・分析や現地調査の支援など、監査役の職務を補助しております。

###### b. 監査役会の運営

当事業年度において、監査役会は合計14回開催され、1回あたりの平均所用時間は約2時間強でした。各常勤監査役、及び独立社外監査役の監査役会並びに取締役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の 監査役会出席率	当事業年度の 取締役会出席率
常勤監査役	栗原 克己	100% (14/14回)	100% (14/14回)
常勤監査役	大澤 洋	100% (14/14回)	100% (14/14回)
独立社外監査役	嶋沢 隆	93% (13/14回)	93% (13/14回)
独立社外監査役	西山 茂	100% (14/14回)	100% (14/14回)
独立社外監査役	太田 洋	93% (13/14回)	100% (14/14回)

また、監査役会における主な共有・検討事項は以下のとおりです。

- ・監査方針、監査計画及び業務分担について
- ・海外子会社のガバナンス強化について
- ・会計監査人に関する評価について
- ・常勤監査役職務執行状況(月次)

- ・監査役監査基準の見直しについて

- ・取締役会審議状況レビュー

- ・監査役候補者選任について

###### (2) 投資委員会やリスクマネジメント委員会の運用状況について

###### c. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、(1)取締役、(2)業務執行、(3)子会社、(4)内部監査、(5)会計監査の5つの領域についてのリスクや課題を検討し年間の活動計画を定めました。各領域に対する監査活動の概要は表1のとおりです。これらの監査活動を通じて認識した事項について、取締役や執行部門に課題提起や提言を行いました。

表1：監査活動の概要

	取締役会への出席
(1) 取締役	取締役会議長・代表取締役との定例会の開催(四半期)★ 取締役・監査役によるガバナンス検討会の開催(半期)★
(2) 業務執行	本社・事業所への監査 グループマネジメントコミッティ(GMC)への出席(常勤監査役:出席率97%) 業績審議会・グローバル会議、投資委員会、その他重要会議への出席
	ED定例会・CFO定例会の開催(月次)★ 重要書類の閲覧・確認(重要会議議案書・議事録、決裁書類、契約書等)
(3) 子会社	子会社への監査 子会社監査役との定例会の開催(月次)★ グループ監査役情報交換会の開催(半期)★
	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告(四半期)★
(4) 内部監査	内部統制部門との定例会の開催(月次)★
(5) 会計監査	三様監査会議(月次)★
	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告 会計監査人評価の実施

###### ★監査役が主催する会議

なお、「新型コロナウイルス感染症拡大への対応について」や「インド販売子会社における不適切会計の経緯と対応、その後の状況について」に関しては、表1に示した監査活動に加え、担当取締役や執行役員、その他従業員などに対して説明を求め、関連会議へ参加することにより最新状況の把握に努めました。

- ・監査役会の開催回数と監査委員の出席状況に加え、1回あたりの平均所要時間を記載
- ・監査役会等の活動内容を取締役、業務執行、子会社、内部監査、会計監査に区分して具体的に記載

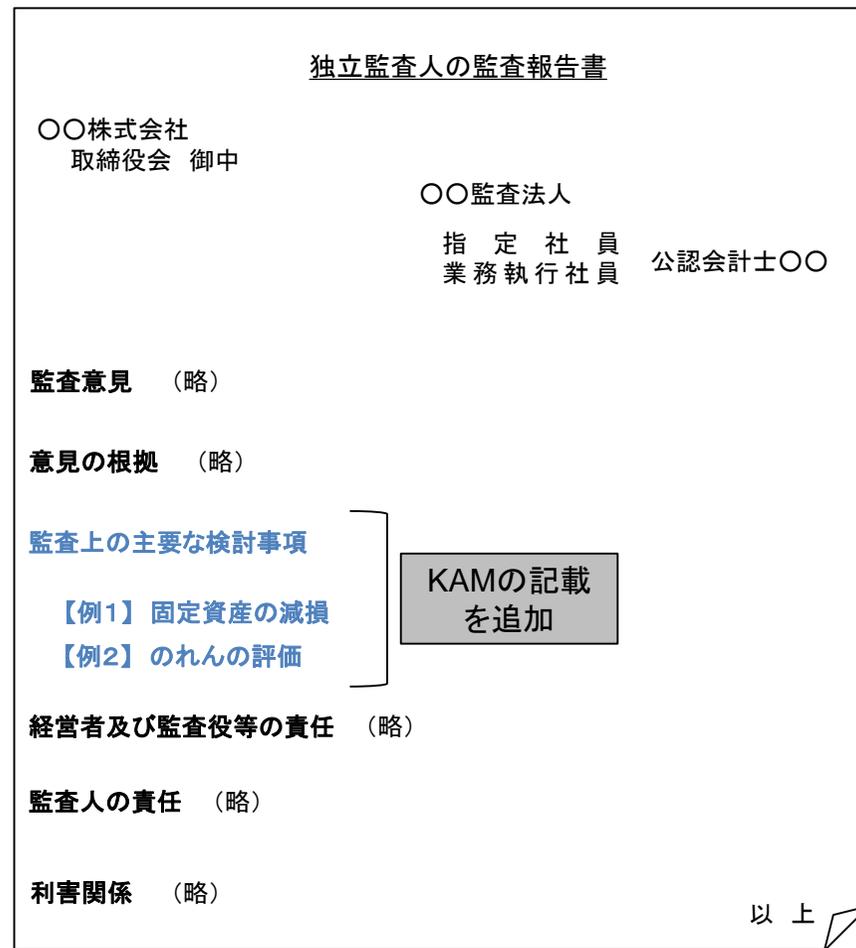
## 前回WG報告後の動き①(KAMの導入)

- 監査に対する信頼性の確保に向け、監査報告書において、監査上の主要な検討事項(KAM)の記載が導入(2021年3月期決算から適用開始)

### 監査上の主要な検討事項(KAM)の記載の導入

- 従前の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明(監査意見)以外の**監査人の見解の記載は限定的**であった

- 海外の動向等も踏まえ、企業会計審議会において審議を行い、監査基準を改訂し、監査報告書において、**監査人が着目した虚偽表示リスクなどの監査上の主要な検討事項(KAM)を記載**することとした(2021年3月期決算から適用開始)



## 前回WG報告後の動き②(監査役等の報告書)

- 監査役等による報告書を求めることなどを通じた監査役等の責任の明確化を求める意見がある

「会計監査に関する  
在り方懇談会(2021  
事務年度)」  
論点整理  
(2021年11月)

財務報告に係るガバナンス強化の観点では、有価証券報告書における記載内容の適正性に係る記述の充実や、有価証券報告書に監査役等による報告書を求めることを通じた財務報告に係るガバナンスに対する監査役等の責任の明確化などについても、中長期的に検討されるべきである。

監査役会等に関する情報開示

有価証券  
報告書

役員  
の  
状況

監査役等の氏名、生年月日、略歴、任期等

監査  
の  
状況

監査役監査の状況

- (a) 監査役監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。)の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載すること。

会社法

株主総会の招集通知には、以下の事項を記載した監査役会等の監査報告書が添付される

- 監査役会等の監査の方法及びその内容
- 監査の結果(事業報告等、連結計算書類、計算書類及びその付属明細書の監査結果)

# 監査役会等の開示(海外の開示例:KAM、監査委員会の報告書)

□ 海外では、監査委員会の活動状況について、監査委員長名でその詳細が開示されている

英国のアンニュアルレポート内のAudit Committee Reportでは、例えば、以下の事項が開示されている。

- ・ 財務諸表に関連して監査委員会が重要と考えた事項及び当該事項への対処の状況
- ・ 監査委員長名で委員会の活動状況を説明
- ・ 監査人が非監査業務を提供する場合の監査人の独立性確保に関する説明

## 例) A社の報告書の例

監査委員長名で、委員会の活動状況について記載



### Significant issues relating to the 2020 financial statements:

#### AREA OF FOCUS

#### CONSIDERATIONS

#### Alternative Performance Measures (APMs)

The Committee reviewed the clarity of the definitions and the reconciliations of the APM to its statutory equivalent. The Committee concluded that the refined definitions and full reconciliations ensured there was not undue prominence to APMs in the Annual Report (see notes 1, 2 and 28 to the Consolidated Financial Statements).

#### Accounting for Trent 1000 in-service issues

The Committee considered the key judgements and estimates in accounting for the Trent 1000 in-service issues and provisions made in respect of customer loss-making contracts and expected wastage costs. We are satisfied that the provision held in respect of the future expected wastage costs and customer claims is appropriate and therefore the exceptional wastage credit that has been excluded from underlying (see notes 2 and 20 to the Consolidated Financial Statements).

#### Consideration of onerous contracts

In light of the impact of COVID-19 on our Civil Aerospace business and the significant reduction in EFHs, the Committee paid particular attention to the drivers of the onerous contracts. We reviewed the nature of the costs included in the assessment of onerous contracts, the discount rates applied in calculating the charge and the sensitivity analysis performed. We ensured the outcome was included in the underlying performance and the disclosures were appropriate (see notes 2 and 20 to the Consolidated Financial Statements).

#### Deferred tax assets

The Committee reviewed the basis for the recognition of UK deferred tax assets and considered the judgements and estimates necessary to assess the recoverability of the UK deferred tax assets. We confirmed the approach adopted and the additional disclosures included in note 5 to the Consolidated Financial Statements.

#### Carrying value of intangible and tangible assets

The Committee assessed the carrying value and the recoverability of tangible and intangible assets, with a specific focus on programme intangible assets in Civil Aerospace and the carrying value of the investments the Company holds in the underlying Group. We confirmed that the basis on which management assesses the risk of impairment, the methodology for calculating the recoverable amount, including the basis for the key assumptions, the discount rates and the long-term growth rates was appropriate. Additionally, we reviewed the sensitivity disclosures made in respect of goodwill and programme intangible assets. (See note 12 to the Consolidated Financial Statements).

#### Going concern and viability disclosures

In light of COVID-19, we undertook an enhanced review of the going concern and viability position of the Group in both our 2020 half-year and full-year results, including the basis for assessing the going concern assumption for the business and the principal risks of the Group and how these were modelled in the viability scenarios. We confirmed our agreement with the basis of the assessments and agreed the appropriate disclosures. See pages 52 to 55.

#### US dollar hedge book

The Committee focused on the Group's hedge book position, in light of the impact of COVID-19 on our actual and forecast US dollar net cash flows. We considered the risk of potential further over-hedged positions in the event of further reductions in forecast US dollar net cash flows. We confirmed the approach adopted, the accounting treatment in the Group's underlying results and the associated disclosures (see notes 2 and 4 to the Consolidated Financial Statements).

(Audit Committee reportの末尾)

Conclusion  
.....

OOOO  
Chair of the Audit Committee

監査委員長名を記載

監査委員会が重要と考えた事項のページには、実務上、KAMとして監査報告書に記載されている事項も開示されている(青枠)

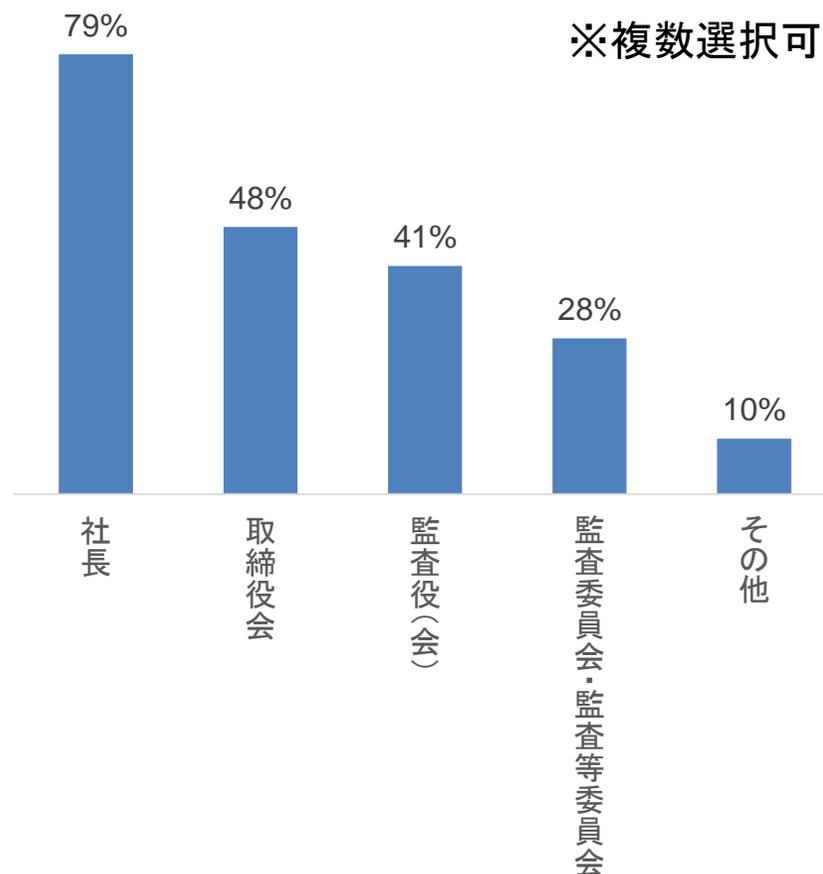
## 前回WG報告後の動き③(デュアルレポーティング)

- コーポレートガバナンス・コードでは、内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保が求められている

### コーポレートガバナンス・コードの改訂

- 上場会社において、内部監査部門がCEO等のみの指揮命令下となっているケースが大半を占め、経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていないのではないかとの指摘
- こうした指摘を踏まえ、2021年6月に公表された改訂版コーポレートガバナンス・コードでは、上場会社は、内部監査部門が取締役会や監査役会等に対して適切に直接報告を行う仕組み(デュアルレポーティングライン)を構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められている

### 内部監査部門の監査結果の定期的な報告先



### 改訂版コーポレートガバナンス・コード

#### 補充原則4-13③

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

# 監査役会等の開示(国内の開示例:デュアルレポーティング)

## □ 内部監査部門が内部監査の結果を監査役にも直接報告する仕組みを構築し、開示している企業もある

### 不二製油グループ本社株式会社 有価証券報告書(2021年3月期) P52

#### 【コーポレートガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

##### (3) 【監査の状況】

###### ② 内部監査の状況

当社内部監査の状況は以下のとおりです。

###### (1) 組織

当社内部監査部門は、取締役会が直轄する組織として「内部監査グループ」を設置しております。従って、内部監査の活動及び結果等については取締役会に報告しております。

###### (2) 員数：4名

###### (3) 運営

内部監査の効率化を図るため、国内における事業会社(子会社)である不二製油株式会社の内部監査部門である「内部監査室」(2名)と連携を図る形で運営しております。

###### (4) 活動

当社内部監査部門は、当社及び当社グループ会社を対象として、「内部監査規程」に基づき、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の監査を実施しております。本事業年度は、海外のオーストラリア、インドネシア、マレーシアの3カ国3グループ会社の業務監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価は、当社及び連結子会社16社を対象として全社的な内部統制の評価を行い、連結子会社5社を対象として業務プロセスに係る内部統制の評価を行いました。これら

内部監査の結果については、当社の取締役会及び経営会議のみならず、監査役及び当社のグループ内部統制機能を所轄する部署(ESG所管部門、コンプライアンス所管部門、経理部門、安全・品質・環境所管部門等)へ報告するとともに、直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システムの向上に努めております。また、会計監査人あずさ監査法人とは監査法人往査への同行、主な内部監査結果及び改善の報告、監査役とは連絡会を随時実施、及びグループ会社監査を実施、等により相互連携を図りました。

### 日本通運株式会社 有価証券報告書(2021年3月期) P46、53

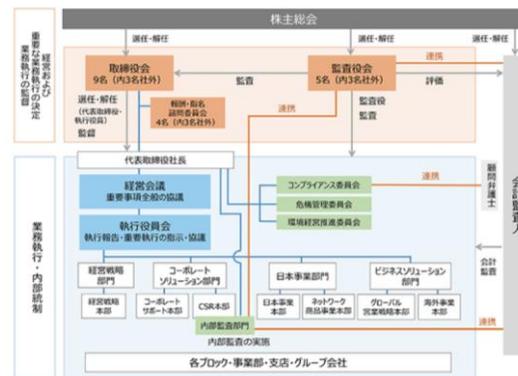
#### 【コーポレートガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

##### (1) 【コーポレートガバナンスの概要】

###### ④ 企業統治に関するその他の事項

###### h 内部統制システムの整備の状況

なお、当社の機関及び内部統制等の整備の概要は以下のとおりです。



##### (3) 【監査の状況】

###### ① 監査役監査の状況

###### b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査および監査役監査は、監査計画においてスケジュールの連携をとって設定し、内部監査結果については、社長とともに監査役に対しても、デュアル・レポーティングラインで月次での報告を行っております。また、会計監査人の監査計画についても、内部監査部門および監査役と協議のうえで設定を行っております。

当社では会計監査人と四半期毎に定例会議を設定しており、その際には監査役と監査部長が会計監査の状況、結果の報告を受けるとともに意見交換を行い、相互の連携を図っております。

また、内部監査部門では、内部統制部門に対して定期的に監査結果の検討会議を開催し、監査結果についての情報共有化を推進しており、監査役監査については、内部統制部門に対して進捗状況を月次で報告するとともに、経営会議にて年度末における監査役監査の結果を説明しております。社内のコンプライアンス委員会については、常勤監査役1名および監査部長もメンバーであります。

会計監査人は内部統制部門とは「経営者ディスカッション」等の機会を通じて、経営課題に対する対応状況のヒアリングを行っております。

今後においても、三様監査(監査役監査、会計監査人監査、内部監査)の連携強化を推進するとともに監査の有効性を向上させ、当社グループのガバナンスの維持・発展を図ってまいります。

## I. [参考]企業開示に関連する国内外の動向

## II. コーポレートガバナンスに関する開示

A) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

B) 監査に対する信頼性の確保

C) 政策保有株式等

## III. ご議論いただきたい事項

## 前回WG報告における政策保有株式等の記載

- 前回ディスクロージャーWG報告では、政策保有株式の開示内容の充実とともに、純投資目的の株式について、重要性を考慮しつつ、一定の開示を求めることとされている

政策保有株式の保有意義・効果について様々な見方がある中、資本コストをかけリスクをとって株式を保有する以上、政策保有に関する方針、目的や効果は具体的かつ十分に説明されるべきである。また、政策保有株式の保有について、その合理性を検証する方法や取締役会等における議論の状況について開示を求めるべきである。

さらに、個別の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果(記載できない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法)も含めてより具体的に記載することを求めるべきである。

また、

- 政策保有株式のうち1銘柄当たりの保有株式数・保有額が小さいものについては、企業間の戦略的提携につながるなどのメリットが相対的に小さいにもかかわらず、政策保有株式としての開示対象とならず保有目的が確認できない
- 時価変動等により開示銘柄に差が生じるケースにおいて、各年の異動状況の把握ができない
- 政策保有目的と思われる株式保有が純投資に区分されているケースがある
- 2014年に株式・債券・その他有価証券の保有状況を示す有価証券明細表の作成が不要とされ、個別銘柄の開示対象が政策保有株式のみとなったことにより、企業が純投資として保有する株式・債券・その他有価証券に関する情報が減少し、企業の財務リスクが把握しにくくなった
- 政策保有目的のみならず、純投資目的の株式・債券・その他有価証券についても、資本配分の適切性や効率性を検証する観点から、情報開示されることが望ましい

との指摘もみられた。

上記の指摘や、コーポレートガバナンス改革の進展に伴い、経営者の資本効率に対する認識に係る投資家の関心が高まっていることを踏まえれば、以下の開示の充実を図るべきである。

- 開示基準に満たない銘柄も含め、売却したり、買い増した政策保有株式について、減少・増加の銘柄数、売却・買い増した株式それぞれの合計金額、買い増しの理由等の記載を求める。
- 開示対象となる銘柄数を増やすべきであるとの意見を踏まえ、開示対象を拡大する。
- 政策保有目的と思われる株式保有が純投資に区分されているケースがあるとの指摘があることから、純投資と政策投資の区分の基準や考え方の明確な説明を求める。
- 純投資の対象である株式等についても、重要性を考慮しつつ、一定の開示を求める。

# 有価証券報告書における開示①(内閣府令改正)

- 政策保有株式の開示内容の拡充を促すため、内閣府令を改正し、2019年3月期より適用
- 政策保有株式の保有方針、個別銘柄毎の保有目的・効果等の開示を求めている

## 開示府令改正前の開示の状況

- 政策保有株式の銘柄数、B/S<sup>(注)</sup>計上額の合計額  
(非上場株式とそれ以外の株式を区分せず記載)
- 政策投資株式の個別銘柄(非上場株式以外)  
(前事業年度)

銘柄	株式数	B/S計上額	保有目的
A	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
B	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
⋮			

(当事業年度)

銘柄	株式数	B/S計上額	保有目的
A	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
B	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
⋮			

## 開示府令改正後の開示イメージ(青字:変更箇所)

- 純投資目的の投資株式とそれ以外の目的の投資株式(政策保有株式)の**区分の基準や考え方**
- 政策保有株式の**保有方針、保有の合理性を検証する方法**
- 政策保有株式の個別銘柄の**保有の適否に関する取締役会等における検証の内容**
- 政策保有株式の銘柄数、B/S計上額の合計額  
(非上場株式とそれ以外の株式に区分して記載)
- 株式数が増加した銘柄数・取得価額の合計額・増加の理由、株式数が減少した銘柄数・売却価額の合計額**
- 政策投資株式の個別銘柄(非上場株式以外)

銘柄	(当事業年度) 株式数 B/S計上額	(前事業年度) 株式数 B/S計上額	保有目的・効果(※) 相手方の保有の有無 株式数増加の理由
A	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
B	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
	xxx,xxx	xxx,xxx	.....
⋮			

(※)戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果(記載できない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法)も含めてより具体的に記載。

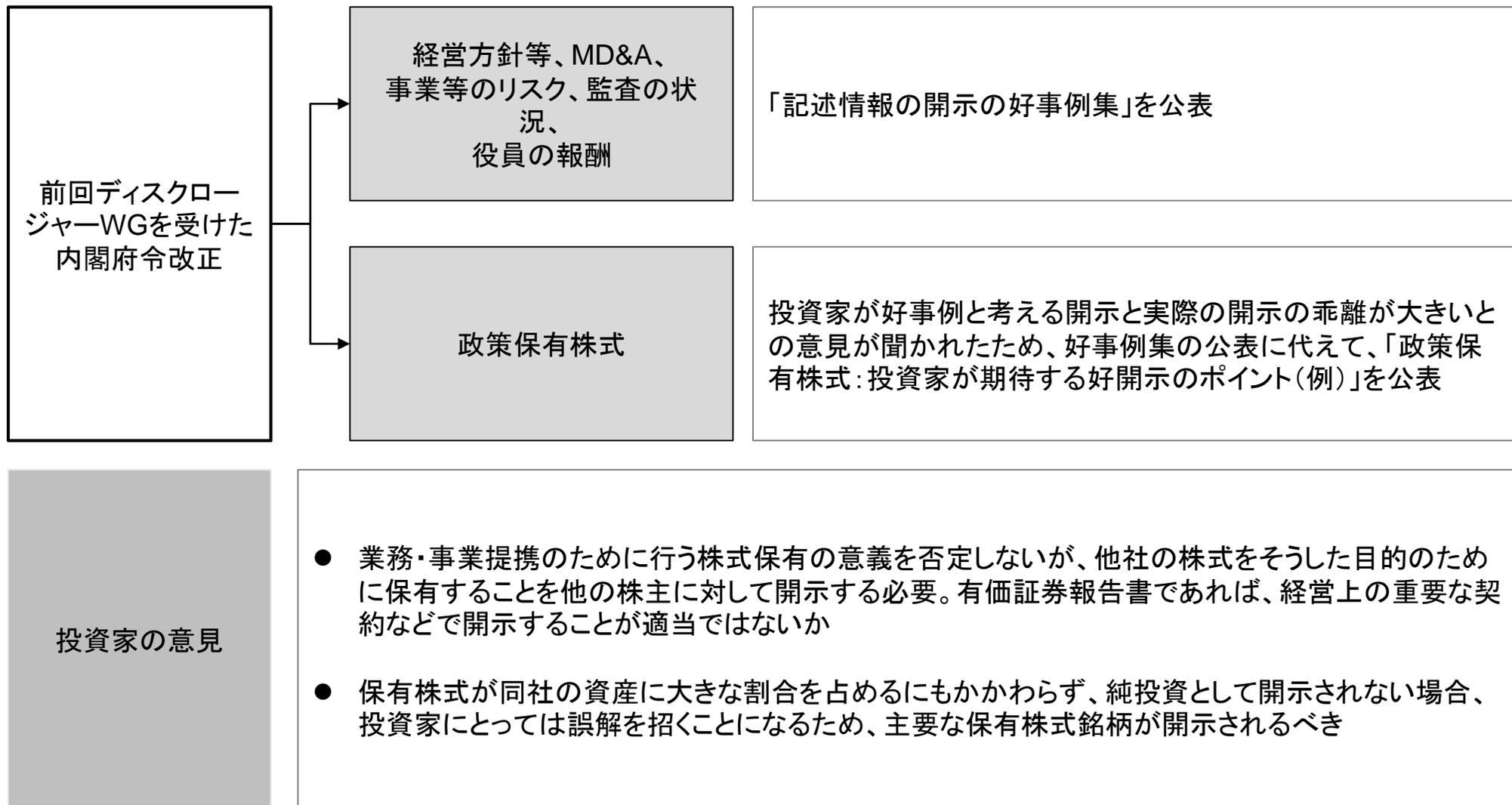
政策保有

純投資

- 純投資目的の株式のB/S計上額、受取配当金、売却損益、評価損益それぞれの合計額、保有目的を変更した銘柄の株式数、B/S計上額

- 純投資目的の株式の**銘柄数**、B/S計上額、受取配当金、売却損益評価損益それぞれの合計額、保有目的を変更した銘柄の株式数、B/S計上額

## 有価証券報告書における開示②(内閣府令改正を踏まえた対応)



# 政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント①

## ① 政策保有株式全体

主な記載項目	投資家が期待する好開示のポイント(例)
● 保有方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかについて具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「経営戦略を勘案し保有効果を検討している」という記載では不十分</li> </ul> </li> <li>保有の上限を設定し記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 株主資本をどのように活用できているかという観点が必要であり、保有残高の規模は総資産ではなく株主資本に対する割合で検証することが望ましい</li> </ul> </li> <li>売却の方針等がある場合は当該方針を記載</li> <li>売却の判断に関する指標があれば当該指標を記載</li> </ul>
● 保有の合理性の検証方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価(含み益)や配当金による検証だけではなく、事業投資と同様、事業の収益獲得への貢献度合いについて具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>(例)・営業取引規模が過去〇年平均と比較し〇%以上増加等</li> <li>・ROEやRORA等が〇%増加等</li> <li>(※)時価(含み益)や配当金による検証だけでは純投資の評価と同じであり、政策保有株式の評価としては別途の検証が求められる点に留意が必要</li> </ul> </li> </ul>
● 取締役会等における検証の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有方針に沿った検証結果の内容を具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「保有目的に照らして取締役会において保有の適否を検証」という記載では具体性に欠ける</li> </ul> </li> <li>取締役会での議論を記載するにあたり、具体的な開催日時や議題等を記載</li> </ul>

### 【投資家・アナリストから寄せられた主な意見】

- 「保有の合理性検証・交渉・削減スケジュール」を図表で示している事例があり、削減をコミットしていることが読み取れ、有用性が高い。
- 政策保有株式については、純投資のように時価(含み益)や配当金によるリターンを評価するのではなく、事業の収益獲得への貢献度合い等の観点も含めた保有の合理性を検証すべき。
- 合理性の検証プロセスを図表で示すなど、一部の企業では工夫が見られるものの、「合理性がある」とした具体的な理由等が不明瞭なものも見受けられる。

## 政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント②

### ② 個別銘柄

主な記載項目	投資家が期待する好開示のポイント(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有目的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 単なる財務報告のセグメント単位や、「事業取引」・「金融取引」といった大括りでの説明、「企業間取引の維持・強化のため」・「地域発展への貢献」という記載は抽象的で不十分</li> </ul> </li> <li>● 株式を相互持合している場合、その理由を具体的に記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的な保有効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前頁「①政策保有株式全体」の「保有の合理性の検証方法」で定めた指標に対する実績値とその評価について記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>(※) 時価(含み益)や配当金による検証だけでは純投資の評価と同じであり、政策保有株式の評価としては別途の検証が求められる点に留意が必要</li> </ul> </li> <li>(定量的な保有効果の記載が困難な場合)               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ どのような点で定量的な測定が困難だったかを具体的に記載</li> <li>✓ 経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載</li> </ul> </li> <li>(※) 仮に営業機密について言及する場合でも、どのような点が営業機密となるか等について記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 増加の理由</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配当再投資による取得」や「取引先持株会による取得」といった取得プロセスに関する記載に留まらず、保有先企業のノウハウやライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「取引関係の強化」といった記載では不十分</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発行者による当社株式の保有の有無(相互持合いの有無)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場持株会社の株式を政策保有している場合には、当社株式の保有相手方がその持株会社の傘下会社であったとしても、実質的に相互保有の関係にあるとみなし、参考情報として脚注等でその保有の有無を記載</li> </ul>

#### 【投資家・アナリストから寄せられた主な意見】

- 保有目的を事業や取引と関連付けて具体的に記載するなど、一部の企業で改善が見られるものの、個別銘柄毎に定量的な保有効果を記載している開示はあまり見られない。

## 政策保有株式に関する企業の取組み

- コーポレートガバナンス・コードにより、政策保有株式に係る議決権行使に関する具体的な基準の開示が求められている。それにより、具体的な議決権行使の判断を定めている例もある

コーポレート  
ガバナンス  
・コード

### 【原則1－4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方 など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

政策保有株式の  
議決権行使基準  
の例

### 三井住友信託銀行株式会社の政策保有株式(国内上場)の議決権行使基準

前述の趣旨を踏まえ、当社の子会社である三井住友信託銀行では、政策保有株式の保有期間中の議決権行使に関して、「取締役の選任」、「監査役の選任」、「役員報酬・役員賞与・退職慰労金」、「業績連動報酬、株式報酬、ストックオプション」、「剰余金処分」、「事前警告型買収防衛策」、「資本政策・組織再編」、「定款変更・その他」、「株主提案議案」の各項目において基準を定めております。

ガイドライン	判断基準
資本収益性が長期に亘り低迷している企業においては、一定比率以上の独立社外取締役が置くなどして、株主目線での企業価値向上策に取り組むべきであると考えます。	5期連続でROEがTOPIX構成銘柄の低位25%タイル(当該水準が5%を超える場合は5%、以下同様)未満の企業について、原則として、プライム市場上場企業においては2名以上、スタンダード市場上場企業においては1名以上の独立社外取締役を置くことを求めます。※ 満たされない場合、代表取締役の選任には原則として否定的に判断します。(※2023/4以降は、それぞれ1/3以上、2名以上に引き上げ予定)
在任期間中に業績が極端に低迷している企業においては、経営体制の見直しを含む抜本的な対策を求めます。	3期連続で最終赤字の場合、3年以上在任の取締役選任には、原則として否定的に判断します。
⋮	⋮

- I. [参考]企業開示に関連する国内外の動向
- II. コーポレートガバナンスに関する開示
  - A) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況
  - B) 監査に対する信頼性の確保
  - C) 政策保有株式等
- III. ご議論いただきたい事項

取締役会、  
指名委員会・  
報酬委員会等の  
活動状況

- コーポレートガバナンスに関しては、取締役会の機能発揮の強化などの観点から、指名委員会・報酬委員会等の設置が進んでおり、それらの機能発揮の状況に関する開示の必要性・重要性が増しているとの指摘がある(注)。  
(注)現行制度においては、監査役会等について活動状況の開示(開催頻度、主な検討事項、出席状況等)が求められている。
- この点、諸外国では、法定書類において、取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況が開示されている。我が国では、(i)コーポレート・ガバナンス報告書において取締役会等の活動状況の記載が促されていることに加え、(ii)一部の企業では任意開示において取締役会等の活動状況をそれぞれの企業の事情に応じて開示する動きが広がっている。
- こうした中、有価証券報告書において取締役会、指名委員会・報酬委員会それぞれの活動状況の記載欄を設けるとともに、それぞれの企業において委員会の役割・権限等に幅があることを踏まえ、まずは「開催頻度」、「主な検討事項」、「出席状況」を記載事項としつつ、各企業の創意工夫を生かした開示を促すことについてどう考えるか。その際、一部の上場企業におけるこれまでの任意開示の取組みを受け止められる枠組み(例えば、有価証券報告書において任意開示等を参照することにより総覧性を確保すること)について、どう考えるか。

## ご議論いただきたい事項②

監査に対する  
信頼性確保

- 情報の信頼性確保の観点から、企業における監査役会等や内部監査部門の機能発揮も重要になる。そうした観点から、例えば、次の事項の開示を促すことについて、どのように考えるか。
  - 監査上の主要な検討事項(KAM)についての監査役等の検討の説明
  - 監査役等の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明
  - デュアルレポーティングの有無を含む監査の実効性の説明

## 政策保有株式等

- 政策保有株式等については、投資家からは更なる開示の充実の観点から、例えば以下の事項の開示を促すべきとの意見があるが、どのように考えるか。
  - 業務提携等を行っている場合の説明
  - 政策保有株式の議決権行使の基準の説明
- また、純投資目的の株式についても、重要性を考慮しつつ、一定の開示を求めるべきとの意見があるが、どのように考えるか。

## その他

- 上記の他、検討すべき事項はあるか。